

保険金 請求方法の ご案内



保険金請求書類の送付先

〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F
アニコム損害保険株式会社 給付調査部 給付サービス課 宛

■ お問い合わせ・各種お手続きはあんしんサービスセンターへ

あんしんサービスセンター → **0800-888-8256** 03-6810-2314
携帯電話・PHSからはこちらへ
受付時間：平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30
※ご契約内容の確認のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

■ ご意見・苦情等はお客様相談センターへ

お客様相談センター → **0800-111-1091** 03-6810-2315
携帯電話・PHSからはこちらへ

ホームページからもお問い合わせ・ご質問を受けております。

URL: <http://www.anicom-sompo.co.jp/>

■ 引受保険会社



〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F

BK001-0910-5



50%
補償

2009年10月改訂

●「保険金請求方法のご案内」について

この「保険金請求方法のご案内」は、アニコム損保（以下、「弊社」）のペット保険（以下「どうぶつ健保」）の保険金請求方法や保険金請求の際にご注意いただきたいこと等をご説明しています。別冊の「ご契約のしおり」および23ページの「保険金請求書（兼医療照会同意書）」を、ご一読いただきますようお願いいたします。なお、このご案内は被保険者（保険の補償を受ける人）が、別紙の「保険金請求書（兼医療照会同意書）」および「診療記録簿」とともに動物病院へご持参いただきますとあしんです。

● 契約者の皆様へのお願い

このご案内の内容は、被保険者の皆様とともにご理解くださいますようお願いいたします。ご契約の際、特に被保険者についてご指定がない場合は、契約者が被保険者となります。被保険者の範囲は、ペット保険普通保険約款およびペット賠償責任特約条項において次のように定められています。被保険者を指定された場合には、契約者が被保険者に含まれない場合もありますのでご注意ください。

被保険者は保険証券等記載の被保険者（以下「本人」）のほか次の者をいいます。
（ただし、ペット保険賠償責任特約の場合には、責任無能力者は含まれません。）

- ①本人の配偶者
- ②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

● 保険用語について

弊社では、どうぶつは大切な“家族”であり、単なる“ペット”ではないという思いから、法律上誤解を与えかねない場合を除き、できる限り「どうぶつ」と表記しています。また、保険の対象となるどうぶつが被った身体障害として、約款上の「疾病・傷害」を「病気・ケガ」あるいは「傷病」と表記しています。このほか主な保険用語のご説明につきましては別冊の「ご契約のしおり」に記載していますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

保険金請求方法のご案内 目次

保険金請求手続きの流れ・・・・・・・・・・ 03

保険金をご請求いただくにあたっての注意事項 05

窓口で精算できる場合のお手続き・・・・・・・・ 09
動物病院の窓口で保険金請求手続きが完了することをいいます。

窓口で精算できない場合のお手続き・・・・・・ 11

ペット賠償責任特約について・・・・・・・・・・ 19

Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

保険金請求書(兼医療照会同意書)・・・・・・・・ 23

手術用診断書・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

保険金請求手続きの流れ

この冊子は、保険金請求手続きに関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳しくは、普通保険約款・特約条項にてご確認ください。

Q1 対応病院は、
どうやって調べるの？

A 詳しくはWebで!

アニコム損保対応病院 検索

<http://www.anicom-ah.com/>

●携帯サイト
バーコード読み取り
機能がある機種から
右記バーコードを読み
取ると上記 URL
が表示されます。



Q2 目印はあるの？

A 目印は
緑のステッカーです!



**アニコム損保
対応病院**
で診療を受ける場合

「診療記録簿」



持参した場合
(お忘れなく
お持ちください。)

万が一忘れた場合

**アニコム損保
未対応病院**
で診療を受ける場合

動物病院の窓口で

保険契約の有効性確認

- ご契約が有効かどうか
- 窓口で精算が可能な条件を満たしているかどうか

確認できた場合
詳しくは05ページへ

確認できなかった場合
詳しくは05ページへ

診療費等のお支払い



保険で支払われる金額
を除いた診療費等をお
支払いください。

保険金請求
手続き完了

診療費の全額を
一旦お支払いください。

その後被保険者ご自身で
保険金の請求書類を弊社
まで送付してください。
書類の内容を確認させて
いただき、ご指定の金融
機関口座に保険金をお支
払いたします。

**窓口で精算
できる場合
のお手続き**

09 ページへ

**窓口で精算
できない場合
のお手続き**

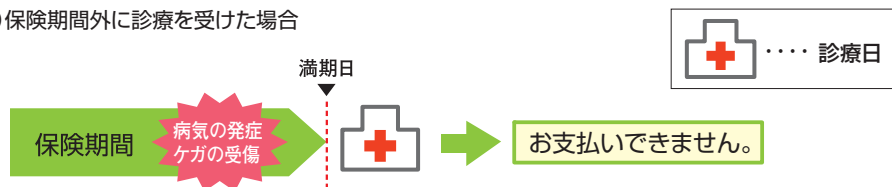
11 ページへ

2 保険金をお支払いできない主な場合

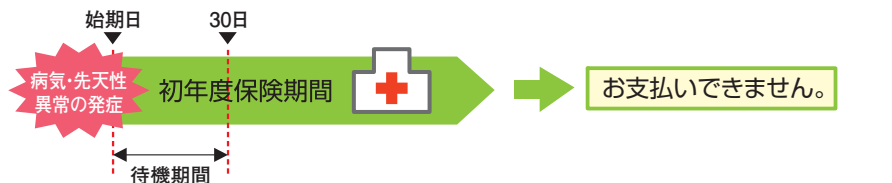
詳しくは、普通保険約款「第2章 保険金を支払わない場合」をご覧ください。

以下の場合、保険金をお支払いできませんので、全額自己負担をお願いします。

(1) 保険期間外に診療を受けた場合



(2) 「どうぶつ健保ふぁみりい」の初年度待機期間中またはそれより以前に発症した病気および先天性異常の場合



(待機期間中に受傷したケガについては、窓口で精算できない場合のお手続方法で保険金をご請求ください。)

(3) 保険契約初年度の始期日より以前に受傷したケガの場合



- ご契約いただいているどうぶつではない
- 保険料払込猶予期間内に保険料が支払われていない
- 診療日時点で保険契約が解約・解除・取消されている
- 支払限度日数(回数)に達している
- 特定疾病等不担保特約に該当する病気・ケガ(診療記録簿の「特記事項」欄でご確認いただけます。)
- 契約者、被保険者等による故意または重大な過失、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じた病気・ケガ
- 地震、噴火またはこれらによる津波、風水害等の自然災害が原因で生じた病気・ケガ
- 予防のために行ったワクチン接種費用およびマイクロチップの装着費用
- 普通保険約款 別表1に該当する保険対象外の病気・ケガおよびこれらにかかる診療費 等

主な保険対象外の例 (詳しくは普通保険約款 別表1をご覧ください。)

先天性異常・既往症 等	<ul style="list-style-type: none"> ● ご契約の始期日 (またはお買い上げ・お引渡日) 以前に被っていた傷害および疾病 ● ご契約の始期日 (またはお買い上げ・お引渡日) 以前に発症していた先天性異常等の「特定疾病等不担保特約」で対象外となる傷害または疾病
ワクチン等により予防可能な感染症等	<p>ただし、下記疾病の発症日がその予防措置の有効期間内であった場合は、保険金を支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 犬パルボウイルス感染症 ● 犬ジステンパーウイルス感染症 ● 犬パラインフルエンザ感染症 ● 犬伝染性肝炎 ● 犬アデノウイルス2型感染症 ● 狂犬病 ● 犬コロナウイルス感染症 ● 犬レプトスピラ感染症 ● フィラリア感染症 ● 猫汎白血球減少症 ● 猫カリシウイルス感染症 ● 猫ウイルス性鼻気管炎 ● 猫白血病ウイルス感染症
交配にかかわる費用 等	交配、妊娠、出産、早産、流産、帝王切開、人工流産ならびにこれらによって生じた症状および傷害または疾病にかかる診療費 等
(保険制度運営上) 傷害・疾病にあたらぬもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 去勢・避妊およびこれらによって生じた症状および傷害または疾病 ● 停留辜丸、睫毛乱毛、涙やけ、臍(サイ:へそ)ヘルニア、そけいヘルニア、肛門腺しぼり 等 ● 乳歯遺残、歯石取り、うさぎの過長歯にかかるすべての処置(不正咬合を含む) 等 ● 耳掃除、爪切り、断耳、断尾 等 ● ノミ・マダニ・ミミヒゼンダニ(ミミダニ)の駆除費用 等
検査費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断費用 ● 健康体に施す検査(症状を伴わない血液検査・糞便検査)費用 等
健康食品・医薬部外品 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院中の食餌に該当しない食物および療法食 ● サプリメント・ビタミン剤等の健康食品 ● すべての医薬部外品 ● 薬事法上の医薬品に該当しない漢方薬
代替医療 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国医学(鍼灸を除く)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法等代替医療にかかる費用 ● 減感作療法、免疫療法にかかる費用 等
治療費以外の費用 治療付帯費用 等	<ul style="list-style-type: none"> ● シャンプー、薬用シャンプーおよび医薬品シャンプー(ただし、院内での薬浴を除く)、イヤークリーナー等のお持ち帰り用品 等 ● 時間外診療費、往診料、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、文書作成料、カルテ登録料、保険金請求書類等の送付料、動物病院に行かず薬剤のみ配達される場合の配達料、またはこれらの同種の費用 ● カウンセリング料、相談料、指導料 ● 安楽死、遺体処置、解剖検査(死因分析)

窓口で精算できる場合 のお手続き

動物病院の窓口で保険金請求手続きが完了することをいいます。

窓口で精算できる
3つの条件

- 1 アニコム損保のペット保険「どうぶつ健保」
対応病院で診療を受けること
- 2 窓口精算期間に「診療記録簿」を病院窓口へ
持参していること
- 3 病院窓口で保険契約の有効性が確認できること

1 アニコム損保対応病院で診療をお受けください。

未対応病院で診療を受ける場合は

11 ページのお手続きへ

2 動物病院窓口で「診療記録簿」をご提示ください。

「診療記録簿」は、動物病院の受診履歴を管理する重要なものです。
動物病院窓口で持参していただけない場合は、窓口で精算ができません。



[診療記録簿 表面]

お忘れになった場合は

11 ページのお手続きへ

3 動物病院窓口で保険契約の有効性確認をお受けください。

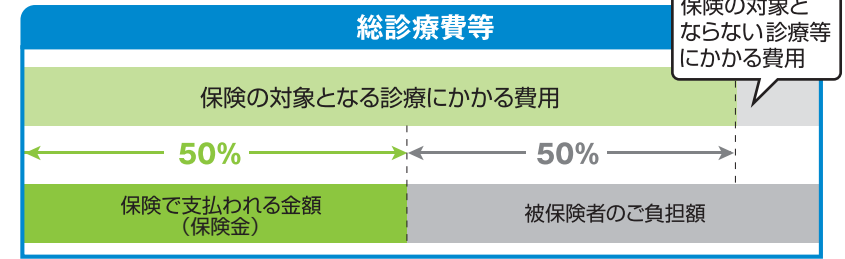
有効性確認とは、動物病院が弊社に対してご契約が有効であるか、また、窓口で精算が可能な条件を満たしているかを確認し、承認番号を取得することをいいます。

有効性が確認できなかった場合は

11 ページのお手続きへ

4 動物病院窓口で精算をしてください。

総診療費等から保険で支払われる金額を除いた診療費等を、動物病院へお支払いください。



保険の対象となる診療費の50%をお支払いします。

	通院	入院	手術
支払限度額	10,000円まで/日	10,000円まで/日	100,000円まで/回
限度日数 (回数)	20日/1年間	20日/1年間	2回/1年間

5 「診療記録簿」の通院、入院、手術欄に「どうぶつ健保」を利用した日付を動物病院窓口で記入してもらう、あるいは被保険者で自身で記入してください。



[診療記録簿 裏面]

以上のお手続きにより動物病院窓口で保険金のご請求手続きが完了します。
ただし、手続き上不備がある場合や診療費のお支払内容について不明点がある場合は、後日弊社より被保険者に確認のご連絡をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

2009年7月から、保険金等受取実績を「ご契約者様専用ページ」で確認できるようになりました。
■ログイン方法 <http://cs.anicom-sompo.co.jp/>
ご契約者様ログイン >> 証券番号/パスワードを入力

窓口で精算できない場合のお手続き

病院で診療を受けた後に、被保険者ご自身で請求書類を作成していただきます。

窓口で精算できない場合の具体例

お手数ですが、必要書類を取り揃えの上、被保険者ご自身で直接弊社に保険金をご請求ください。

アニコム損保未対応病院で診療を受ける場合

動物病院窓口で保険契約の有効性が確認できない場合

(1) 被保険者が病院窓口で「診療記録簿」を持参し忘れたとき

(2) 弊社にて保険料の入金が確認できていないとき
 (保険料払込猶予期間内に保険料をお支払いいただいた場合は、入金が確認でき次第、保険金のお支払手続きをさせていただきます。)

(3) 同日に複数回通院した場合の2回目以降の窓口での精算のとき

(4) 窓口精算期間外のとき

「どうぶつ健保べいびい」、「どうぶつ健保すまいるべいびい」初年度契約の始期日からその日を含めて1ヶ月間(100%補償期間)

「どうぶつ健保ふぁみりい」初年度契約の始期日からその日を含めて30日間(初年度待機期間)
 ※anicom(動物健康促進クラブ)の「どうぶつ健保」からの切替の場合を除きます。

など

他に提出書類が必要となる場合

適切にワクチン接種をしていたにもかかわらず、予防措置の有効期間内で予防できる感染症の治療を受けたとき

⚠ 保険金のご請求の際には、発症日以前に接種したワクチン証明書のコピーが必要となります。

その他

(1) 入院の場合で、入院期間がご契約の保険期間外にかかっているとき
 (次年度もご継続いただいている場合を含みます。)

(2) 「通院」または「入院」が支払限度日数に達しているため、手術保険金のみをご請求いただくとき

(3) 夜間など緊急で来院され、診療日当日に保険契約の有効性が確認できなかったとき

(4) 病院の会計システムの都合で窓口で精算できないとき
 (1回の入院にかかる診療費を2回以上に分けて支払いをする場合等を含みます。)

重要

アニコム損保未対応病院で手術を受ける場合

保険金請求書と診療明細書あるいは領収書に加えて右記の書類の記入を依頼してください。

手術用診断書【原本】

診療を受けられた動物病院で、すべての項目を記入いただけてください。同等の内容であれば、動物病院発行の診断書をご利用いただけます。
 ※文書作成料は被保険者のご負担となります。



アニコム損保における「手術」の定義

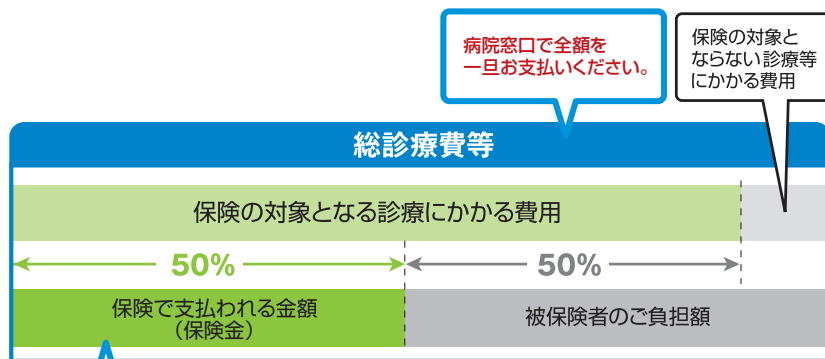
- (1) 診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて切除、切開等を行うことをいいます。
- (2) 全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および胃内異物除去目的の場合の内視鏡を用いた処置も「手術」とみなします。

25 ページをコピーしてご利用ください。

「ご契約者様専用ページ」からもダウンロードができます。

■ログイン方法 <http://cs.anicom-sompo.co.jp/>
 ご契約者様ログイン >> 証券番号・パスワードを入力

1 動物病院窓口で総診療費等の全額を、一旦お支払いください。



必要書類を取り揃えの上、被保険者より直接弊社にご請求ください。

保険の対象となる診療費の**50%**をお支払いします。

	通院	入院	手術
支払限度額	10,000円まで/日	10,000円まで/日	100,000円まで/1回
限度日数 (回数)	20日/1年間	20日/1年間	2回/1年間

2 病院で診療を受けた後、「診療明細書」あるいは「領収書」をお受け取りください。その際に右記の必要項目が記載されているか確認の上、保険金請求書とともにご送付ください。



保険金請求書とともにご送付いただく診療明細書 (領収書) の必要枚数は、以下のとおりとなります。

- (1) 「通院」 ➡ 1日の通院ごとに1枚
- (2) 「入院」 ➡ 1回の入院ごとに1枚
- (3) 「手術」 ➡ 1日の通院または1回の入院と合わせて1枚

診療明細書 (原本)

診療項目 (内容)	単価	数量	金額
再診料	¥500	1	¥500
皮膚検査	¥1,000	1	¥1,000
内服薬	¥1,200	1	¥1,200
小計			¥2,700
消費税			¥135
請求額合計			¥2,835

領収書 (原本)

さやまちゃん 領収書 No.0123

2009年6月7日

金額 ¥2,835.-

再診料 500円
皮膚検査 1,000円
内服薬 1,200円

anicom動物病院
〒114-8282
東京都新大塚区下高台1-5-22
0200-700-7519

お支払手続きに必要な必須項目

診療明細書 (領収書) に記載してありますか。

- ① 被保険者名
- ② どうぶつ名
- ③ 動物病院情報 (病院名・電話番号)
- ④ 内訳

不足している項目は、余白または裏面に動物病院で記入いただくか、被保険者自身でご記入ください。

保険金請求書にご記入ください。

- ⑤ 診療日
- ⑥ 診断名もしくは症状名
- ⑦ 受傷日/発症日

3 被保険者ご自身で保険金請求書 (兼医療照会同意書) を記入してください。

※30日以内に複数回にわたる診療を受けた場合は、それらをまとめて1枚の保険金請求書を作成してください。

【契約内容】【保険金受取口座】をご記入ください。
(17 18 ページ 注1 参照)

病院で請求内容をご確認の上、記入してください。
(17 18 ページ 注2 参照)

病院で「診療明細書 (または領収書)」をお受け取りの際に、ご確認ください。
(18 ページ 注3 参照)

4 「診療記録簿」の通院、入院、手術欄に「どうぶつ健保」を利用した日付を被保険者ご自身で記入してください。

[診療記録簿 裏面]

5 記入もれがないかご確認の上、保険金請求書と「診療明細書（または領収書）」を封筒に入れてポストへ投函してください。

※診療日からその日を含めて30日以内にご送付ください。詳しくは 21 ページの Q&Aをご覧ください。

保険金請求書類の送付先

〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F
 アニコム損害保険株式会社 給付調査部 給付サービス課 宛
 <あるいは、[料金後納用紙]をコピーしてご利用ください。> [こちら](#)

6 弊社で請求書類を受領後、内容を確認の上、30日以内にご指定の金融機関口座に保険金をお支払いします。

※必要書類、情報等に不足、不備があった場合には、お約束の支払期日より遅れることもありますのでご了承ください。

2009年7月から、保険金等受取実績を「ご契約者様専用ページ」で確認できるようになりました。 [ログイン方法](#) <http://cs.anicom-sompo.co.jp/>
 ご契約者様ログイン >> 証券番号・パスワードを入力

「ご契約者様専用ページ」からもダウンロードができます。 [ログイン方法](#) <http://cs.anicom-sompo.co.jp/>
 ご契約者様ログイン >> 証券番号・パスワードを入力

窓口で精算できない場合のお手続き

保険金請求書ご記入時の注意点

注1【契約内容】

証券番号	保険期間と診療日を確認していただいた上で、「診療記録簿」と同一の内容をご記入ください。
どうぶつ名	
契約者名	万が一、相違がある場合には、お客様を特定できず、お支払手続きが滞る場合があります。
被保険者名	
他の保険契約	弊社以外に契約している他の保険会社に請求される方へ 必ず保険会社、商品名、契約期間、証券番号をご記入ください。



注2

日付が明確でない場合は、時期をご記入ください。

例) 5月上旬

注2

ご送付いただく診療明細書と一致していますか。

入院の場合のみ入院期間をご記入ください。

例) 通院 6月1日～ 月 日
入院 6月2日～ 6月3日

ペット保険 保険金請求書(兼医療照会同意書)

アニコム損害保険株式会社

アニコム損害保険株式会社 御中
保険金請求書の内容に相違ないことを確認の上、【個人情報の利用目的】および【医療照会】に同意し、以下の診療について関係書類とともに保険金を請求します。保険金は下記指定の口座に振込ください。口座への振込みをもって保険金を受領したものと認めます。

【個人情報の利用目的】
お客様の個人情報につきましては、保険引受の審査、保険事故への対応(関係先への照会等)の要請関係の調査や関係する保険についてご案内(関係先業者・指定保険業者を含む)保険会社グループ内での情報共有(保険金の請求)および各種商品・サービスの提供(案内)を行うために利用させていただきます。

【医療照会】
当社(当社が指定する者を含む)は、必要に応じて、関係先(関係先業者を含む)等に、保険事故等の発生に関する情報の提供(診療、検査、関連する治癒の過程等に関する情報を含む)を求めさせていただきます。

証券番号	フリガナ	どうぶつ名	ちゃん
契約者名	フリガナ	被保険者名	
平日昼間連絡先		被保険者との結構	本人/配偶者 / 同居親族 / 別居の家族の子
この保険契約	保険会社名	商品名	契約期間
内容	年月日	年月日	年月日

保険金受取口座指定: ① 保険料の振替口座 (注) ①以外の指定口座 (注) ②以外の指定口座 (注) ③以外の指定口座 (注) ④以外の指定口座 (注) ⑤以外の指定口座 (注) ⑥以外の指定口座 (注) ⑦以外の指定口座 (注) ⑧以外の指定口座 (注) ⑨以外の指定口座 (注) ⑩以外の指定口座 (注)

ゆうちょ銀行	通帳記号	1	0	通帳番号	1
口座名義人	フリガナ				

⑤ 診療日
※入院の場合は、入院期間をご記入ください。

請求内容	⑤ 診療日	⑥ 診断名もしくは症状名	⑦ 受傷日/発症日	⑧ 同日複数回診療の有無
請求	月 日 ~ 月 日		年 月 日	該当する / 該当しない
内容	月 日 ~ 月 日		年 月 日	該当する / 該当しない
	月 日 ~ 月 日		年 月 日	該当する / 該当しない
	月 日 ~ 月 日		年 月 日	該当する / 該当しない
	月 日 ~ 月 日		年 月 日	該当する / 該当しない
	月 日 ~ 月 日		年 月 日	該当する / 該当しない
	月 日 ~ 月 日		年 月 日	該当する / 該当しない
	月 日 ~ 月 日		年 月 日	該当する / 該当しない
	月 日 ~ 月 日		年 月 日	該当する / 該当しない

請求時の注意点
必ず内訳のある診療明細書をご送付ください。
ご送付いただく診療明細書の必要枚数は次のとおりです。
(1)通院 → 1日の通院ごとに1枚
(2)入院 → 1回の入院ごとに1枚
(3)手術 → 1日の通院または1回の入院と合わせて1枚
1日以内に複数回にわたる診療を受けた場合は、1枚の保険金請求書にまとめてお送りください。

診療明細書に記載されていますか。
① 被保険者名
② どうぶつ名
③ 動物病院情報
④ 内訳

①～④のお支払い手続きの必須項目をご確認ください。

請求書の送付先 〒161-8790 東京都新宿区下落合1-5-22 アニコムビル2F
アニコム損害保険株式会社 給付調査部 給付サービス課 宛

サービスセンター **0800-888-8256** 携帯電話・PHSからはこちらへ **03-6810-2314**
受付時間 平日 9:30～17:30 土日・祝日 9:30～15:30 ※ご契約内容の確認のため、通話内容を録音させていただきます。

MK007-0910-6

注1【保険金受取口座】

該当する口座がない場合は、これまでに弊社もしくはanicom(動物健康促進クラブ)に登録した口座へお支払いいたします。

① 保険料の振替口座	アニコム損保契約の保険料支払方法で「口座振替」を指定しているお客様のみが選択できます。
② ①以外の指定口座	改めて口座をご記入ください。

⚠ ゆうちよ銀行の場合、必ず通帳の表紙を開けた左上に記載されている記号、番号をご記入ください。
※1から始まり0で終わる5ケタの数字です。

記号 10000 番号 12345671

お名前 アンジン ユウコ 様

おとこ (照像番号 000-0000)

お届け印

安心

注2【該当例】

6月7日にA病院(アニコム対応病院)で窓口精算を行いました。同日に再度通院し、今度は窓口で全額を、一旦支払いしました。

「該当する」に○印をつけてください。

注3

「診療明細書(または領収書)」をご覧ください。

23 ページをコピーしてご利用ください。
「ご契約者様専用ページ」からもダウンロードができます。

■ログイン方法 <http://cs.anicom-sompo.co.jp/>
ご契約者様ログイン >> 証券番号/パスワードを入力

窓口で精算できない場合のお手続き

ペット賠償責任特約 について

ペット賠償責任特約が付帯されているかご確認ください。

ペット賠償責任特約は、基本契約に付帯できる特約です。この特約が付帯されているかは、Web保険証券等でご確認ください。ご不明な場合は、アニコム損保のあんしんサービスセンターへお問い合わせください。



Webの「**ご契約者様専用ページ**」から
<http://cs.anicom-sompo.co.jp/>

ご契約者様ログイン >> 証券番号・パスワードを入力

ペット賠償責任特約の担保危険

ご契約いただいているどうぶつが日本国内において、他人^{*1}や他の動物に噛みつきたりすること等によってケガ等の身体障害を負わせたり、他人の財物を損壊する対物損害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、普通保険約款およびペット賠償責任特約条項の定めに従い保険金をお支払いします。ただし1事故につき、お支払限度額・被保険者自己負担額(免責金額^{*2})が設定されていますので、保険証券等でご確認ください。

*1 他人とは、ペット賠償責任特約条項第2条(被保険者およびその範囲)に定める被保険者以外の者をいいます。

*2 お支払限度額の範囲で、免責金額(3,000円)を超過する損害額が保険金のお支払額になります。

保険金をお支払いできない主な場合 (詳しくは普通保険約款およびペット賠償責任特約条項をご覧ください。)

賠償責任が発生しない場合	被保険者および被保険者と同一生計を営む同居の親族、別居の未婚の子等が法律上の賠償責任を負わない場合	ご契約のどうぶつが被保険者以外の方の管理下にある場合
	ドッグラン参加犬同士による受傷の場合	ドッグラン参加中の犬同士による受傷した場合は、通常衝突した犬の飼い主である被保険者側には過失が認められません。受傷した犬(相手の犬)の治療費に対する法律上の賠償責任は発生せず、保険金のお支払いができません。
賠償責任が発生してもお支払いできない場合	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ●被保険者および被保険者と同居する親族等に対する賠償責任 	

賠償責任事故発生時のお手続き

STEP 1	賠償責任事故の発生を弊社まですみやかに通知してください。	STEP 2	被害者との示談前に弊社と打合わせをしてください。
事故が発生した場合、お早めにアニコム損保あんしんサービスセンターにご連絡ください。賠償事故の受付と保険金請求手続きのご案内をいたします。		被害者との示談解決については、示談締結前には必ず弊社の保険金支払担当者と打合わせをしてください。事前のご連絡、打合わせのなかった示談解決については、負担された金額の一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。	



ご注意ください

示談交渉(示談代行)についてのご注意

ペット賠償責任特約においては、弊社担当者が被保険者に代わって、直接被害者等(損害賠償請求者)との連絡や示談交渉を行う等のいわゆる示談代行はできませんのでご注意ください。賠償責任の有無、賠償額等について、担当者より被保険者にアドバイスをさせていただきます。

Q & A

Q1 保険金の請求はいつまでにすればいいの？

- A**
- ①必ず診療日からその日を含めて30日以内に保険金請求書類をご送付ください。
 - ②なお、30日以内に複数回にわたる診療を受けた場合は、まとめて保険金請求書類をご送付いただくことも可能ですが、その間の最終診療日からその日を含めて30日以内にご送付ください。

①の場合 診療日3/12から30日目にあたる、4/10までに保険金請求書類をご送付ください。



②の場合 最終診療日3/12から30日目にあたる、4/10までに保険金請求書類をご送付ください。



Q2 「保険金請求書(兼医療照会同意書)」は数日分を1枚にまとめられるの？

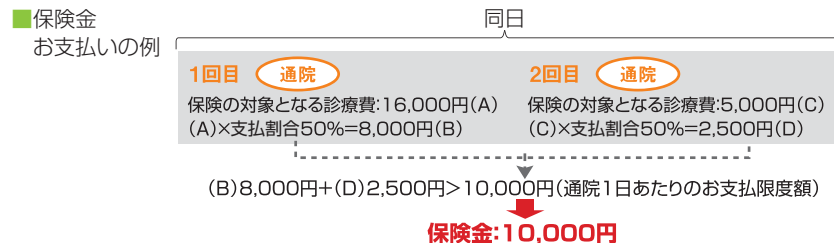
A 30日以内に複数回にわたる診療を受けた場合は、それらを1枚の保険金請求書にまとめることができます。ただし、ご送付いただく診療明細書(または領収書)は次のとおりご準備ください。

- ①通院の場合 1日の通院ごとに1枚
- ②入院の場合 1回の入院ごとに1枚
- ③手術の場合 1日の通院または1回の入院と合わせて1枚

アニコム損保の「どうぶつ健保」未対応病院で手術を受けた場合は 25 ページの「手術用診断書」も必要です。

Q3 1日に2回通院した場合、1日あたりの支払限度額はいくらになるの？

A 同日に複数回通院した場合、通院日数は1日とみなします。この場合は、保険の対象となる診療費を合算の上、1日の支払限度額を上限として保険金を計算します。

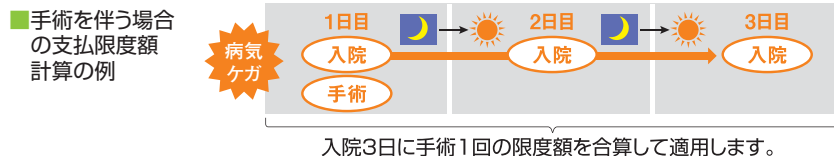


Q4 2泊3日で入院した場合、入院日数は2日？3日？ そのときに手術を受けたら、支払限度額はどうなるの？

A 入院3日と数えます。



手術の場合には、通院もしくは入院がセットとなり、それぞれの支払限度額を合算して適用します。



最大で130,000円までお支払いできます。(支払割合は50%です。)

Q5 必要な書類を送ってから保険金を受け取るのにどれくらいの日数がかかるの？

A ご請求書類の到着後、弊社にて内容を確認させていただいた上で、30日以内に保険金請求書にご記入いただいた「保険金受取口座」に保険金をお支払いします。なお、必要書類、情報等に不足、不備等があった場合には、お約束の支払期日より遅れることもありますので、ご了承ください。

Q6 ワクチン接種をしていたのに、ワクチンで予防できる感染症にかかった場合、感染症の診療費は保険の対象になるの？

A 適切にワクチン接種をしていたにも関わらず、予防措置の有効期間内で予防できる感染症にかかった場合は、その治療費について保険金をお支払いできます。この場合は、窓口での精算はできませんので発症日以前に接種したワクチン証明書のコピーとともに、被保険者ご自身で直接弊社にご請求ください。

感染症の例

犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパーウイルス感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症、狂犬病、犬コロナウイルス感染症、犬レプトスピラ感染症、フィラリア感染症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎、猫白血球ウイルス感染症

ペット保険 保険金請求書(兼医療照会同意書)



アニコム損害保険株式会社 御中

保険金請求書の内容に相違ないことを確認の上、【個人情報利用目的】および【医療照会】に同意し、以下の診療について関係書類とともに保険金を請求します。保険金は以下の指定口座に振込んでください。口座への振込みをもって保険金を受領したものと認めます。

【個人情報の利用目的】

お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や関係する保険について少額短期保険業者を含む保険会社間やアニコムグループ内での確認を含む)、保険金の支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

【医療照会】

当社(当社が指定する者を含む)は事実確認を行うために、関係者(医療機関関係者を含む)等に対し、保険金請求のあった診療に関する情報の提供(治療、検査、関連するほかの診療等に関する説明を含む)を求めるところがあります。

証券番号		どうぶつ名		ちゃん
フリガナ		フリガナ		印
契約者名		被保険者名		
平日昼間連絡先		被保険者との続柄		別居の未婚の子
他の保険契約		商品名		同居の親族
今回の診療で請求可能な保険以外の契約がある場合に記入ください。		保険会社		本人/配偶者
		契約期間	年 月 日～ 年 月 日まで	同居の親族
		証券番号		別居の未婚の子
保険金受取口座の指定	<p>① 保険料の振替口座 ② ①以外の指定口座</p> <p>該当する口座がない場合は、これまでにアニコム損保もしくはanicom(動物健康促進クラブ)に登録した口座に支払われることに同意します。</p>			
ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行	豊協	支店	預金種類
	信用金庫	信用組合	本店	① 普通(総合)
	信用組合	労働	出張所	② 当座
ゆうちょ銀行	通帳記号	1	0	通帳番号
	注) 支店番号ではありません。			
口座名義人	フリガナ			1

⑤ 診療日	⑥ 診断名もしくは症状名	⑦ 受傷日 / 発症日	⑧ 1日に2回以上診療を受けたことによる請求
※入院の場合のみ、入院期間をご記入ください。			
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する (該当しない)
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する (該当しない)
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する (該当しない)
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する (該当しない)
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する (該当しない)
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する (該当しない)
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する (該当しない)
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する (該当しない)
月 日 ~ 月 日		年 月 日 頃	該当する (該当しない)

← 上表「請求内容」にご記入ください。

⑤ 診療日 ⑥ 診断名もしくは症状名 ⑦ 受傷日 / 発症日 ⑧ 同日複数回診療の該当有無

⚠️ 請求時の注意点

必ず内訳のある診療明細書をご送付ください。

- ご送付いただく診療明細書の必要枚数は次のとおりです。
- (1) 通院 → 1日の通院ごとに1枚
 - (2) 入院 → 1回の入院ごとに1枚
 - (3) 手術 → 1日の入院または1回の入院と合わせて1枚

※30日以内に複数回にわたる診療を受けた場合は、それらを1枚の保険金請求書にまとめてお送りください。

診療明細書に記載されていますか。

- 被保険者名
- どうぶつ名
- 動物病院情報
- 内訳

①～⑧のお支払い手続きの必須項目をご確認ください。

保険金請求書類の送付先

〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F
アニコム損害保険株式会社 給付調査部 給付サービス課 宛

あんしんサービスセンター

0800-888-8256

携帯電話・PHSからはこちらへ **03-6810-2314**

※ご契約内容の確認のため、通話内容を録音させていただきます。

受付時間: 平日 9:30~17:30 土日・祝日 9:30~15:30

手術用診断書

アニコム損害保険株式会社 御中

アニコム損保における「手術」の定義

- (1) 診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて切除、切開等を行うことをいいます。
 (2) 全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および胃内異物除去目的の場合の内視鏡を用いた処置も「手術」とみなします。

フリガナ 被保険者名	-----	住所	〒 -----
どうぶつ名	男の子 ○ 女の子 ○	種類	犬 ○ 猫 ○ 鳥 ○ うさぎ ○ フエレット ○
診断名(傷病名)および症状	受傷または発症の原因 (被保険者の申告内容をご記入ください。)		
主要症状(主訴)ならびに治療内容			
当該傷病の 初診日	20 年 月 日	事故(受傷)日 発症日	20 年 月 日

紹介医療機関名 (他医療機関からの紹介でご来院の場合)

今回の傷病に 関して行った 手術の内容	手術名・内容等									
	(手術日	20	年	月	日)					
	(入院治療	20	年	月	日	日間)				
	(通院治療	20	年	月	日	日間)				
20 年 月 日	治療	○	継続	○	中止	○	転医	○	死亡	○

他に発行の診断書の有無と発行先・・・発行(有・無)、保険会社等の名称()

上記のとおり診断します。 20 年 月 日

医療機関名

所在地

電話番号

担当獣医師名

フルネームサインまたは
捺印

※同等の内容であれば、動物病院発行の診断書をご利用いただけます。